

香川県鳥インフルエンザ対応持続化支援給付金交付要綱

制定 令和3年2月17日付け2畜産第64766-1号

(趣旨)

第1条 県は、令和2年度において家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に定める高病原性鳥インフルエンザが発生し、及びこれに伴う移動制限（同法第32条の規定による家畜等の移動若しくは移出の禁止又は制限をいう。以下同じ。）が行われたことにより経済的に影響を受けた養鶏業者及び取引業者の経営継続を支援するため、予算の範囲内において、鳥インフルエンザ対応持続化支援給付金（以下「給付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 給付金の交付対象者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 養鶏業者又は高病原性鳥インフルエンザが発生した養鶏場若しくは移動制限を受けた養鶏場（高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）第9の1（1）①アに規定する区域内のものに限る。）を経営する養鶏業者と直接取引があった者（以下「関係事業者」という。）のうち、当該発生又は移動制限に起因して生産量、販売量その他の取扱量の減少等が生じたため、令和2年11月から令和3年2月まで（以下単に「当期」という。）の売上げが前年同期（令和元年11月から令和2年2月までをいう。以下同じ。）の売上げと比較して50%以上減少した者
- (2) 県内に事業所（養鶏場を含む。以下同じ。）を有する者であって、今後も県内において事業を継続する意思があるもの

(給付金の額等)

第3条 給付金の額は、次の各号に掲げる給付金の交付対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、売上げの減少額（前年同期の売上げから当期の売上げを差し引いた額をいう。）が当該各号に定める額未満であるときは当該減少額とし、その額に1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。

- (1) 養鶏業者 100万円
- (2) 関係事業者 50万円

2 給付金の交付は、同一の者に対して1回に限るものとする。

(交付申請)

第4条 給付金の交付を受けようとする者は、令和3年2月18日から同年3月19日までに、香川県鳥インフルエンザ対応持続化支援給付金交付申請書（第1号様式）に、関係書類を添え、郵送により、知事に提出しなければならない。ただし、申請者において申請期間までに当該提出を行うことができない合理的な理由があると知事が認める場合には、当該申請者は、知事が別に定める日まで当該提出を行うことができるものとする。

(交付決定等)

第5条 知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、交付を決定したときは香川県鳥インフルエンザ対応持続化支援給付金交付決定通知書(第2号様式)により、交付しないことを決定したときは香川県鳥インフルエンザ対応持続化支援給付金不交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請をした者に通知する。

2 給付金の交付は、口座振替の方法により行う。

(交付決定の取消し)

第6条 知事は、前条第1項の規定により給付金の交付の決定を受けた者が、偽りその他不正の手段により交付の決定を受けた場合は、同項の交付の決定の取消しを行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月17日から施行する。